

市・県民税、国保税、所得税の

申告受付が始まります！

今年も市・県民税、国保税、所得税の申告時期を迎えました。皆さんの昨年一年間（1月から12月まで）の所得について申告いただき、市・県民税や国民健康保険税の税額を決める大切なものです。また、介護保険・保育料・児童手当などの算定基礎資料となります。

市では、2月18日（月）から3月17日（月）まで（土曜日、日曜日は除く）旧市町単位で申告受付を行いますので、期限内の申告をお願いいたします。

申告が必要な人

- ①平成20年1月1日現在、武雄市に居住している人で、平成19年中に所得があった人。
- ②給与所得者で給与のほか、に所得のあった人。
- ③平成19年中に会社などを退職し、再就職されていない人。

- ④雑損控除・医療費控除などの所得控除を受けようとする人。
- ⑤2ヶ所以上から給与などの支払を受けていた人。
- ⑥国民健康保険に加入している人。

申告をしないと

平成19年中に所得のなかった人についても、申告をしていただかないと例えばこんな時に困ります。

国民健康保険税の軽減措置や児童手当、保育所入所、公営住宅入居、事業資金の融資などに必要な各種証明（所得証明、納税証明など）の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

申告をする必要がない人

- ①平成19年分の確定申告書を税務署へ提出した人、または提出予定の人。
- ②給与の支払報告書が事業所から市役所税務課へ提出されていて、その他の所得がない人。

農業・営業・不動産所得を申告する人

- ③年齢が65歳以上で、所得が年金収入のみであり、公的年金収入が148万円以下の人。
- 昨年一年間に生じた収入金額、必要経費のすべてについて、収支内訳書に記入のうえ、申告してください。
- 平成19年分より減価償却費の計算のしかたが改正されました。内容につきましても「収支内訳書の書き方」または国税庁のホームページをご覧ください。

申告に必要なもの

- ・ 税務課、または税務署（23）2127にお問い合わせください。
- ※平成19年産の保有米等は1俵（60kg）当たり1万2千円、自家用野菜は1畝（1アール）当たり8千円をめやすに計算してください。
- ・ 申告書
- ・ 印鑑
- ・ 農業、営業、不動産所得のある方は、収入、経費を記入した帳簿書類や領収書など（農業の場合には、営業通帳や農協との取引明細書（アグネス）をご持参ください）
- ・ 給与所得の場合には、源泉徴収票（原本）や給与支払証明書
- ・ 雑（年金）所得の場合は、公的年金等の源泉徴収票（原本）
- ・ 社会保険料の支払証明書（国民年金、国保税など）
- ・ 生命保険料や旧長期損害保険料・地震保険料の支払証明書
- ・ 医療費、雑損、寄付金控除を受ける方は領収書又は証明書
- ・ 所得税の還付を受けられる方は、申告者本人名義の口座番号などがわかるもの



住民税の申告受付日程

各地区の日程は次のとおりです。

※会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕をもってお越しください。

武雄地区

(土曜日、日曜日は除く)

対象地区	受付日	受付場所	受付時間
西川登町	2月18日(月)	西川登公民館	午前9時から午後4時まで
	2月19日(火)		
東川登町	2月20日(水)	東川登公民館	
	2月21日(木)		
武内町	2月22日(金)	武内公民館	
	2月25日(月)		
若木町	2月26日(火)	若木公民館	
	2月27日(水)		
朝日町	2月28日(木)	朝日公民館	
	2月29日(金)		
橘町	3月3日(月)	橘公民館	
	3月4日(火)		
武雄町	3月5日(水)から	武雄市文化会館 ミーティングホール	
	3月17日(月)まで		

※武雄町以外で対象地区の割り当ての日に申告できない人は、3月5日(水)から17日(月)までに文化会館ミーティングホールで申告してください。なお、市役所での申告は出来ませんのでご注意ください。

●問い合わせ先 総務部 税務課 課税係 (23) 9220

山内地区

(土曜日、日曜日は除く)

対象地区	受付日	受付場所	受付時間
町内全域	2月18日(月)から 3月17日(月)まで	山内公民館	午前9時から午後4時まで

各地区の受付日の割り当てについては、別途回覧いたします。

●問い合わせ先 山内支所 総務課 税務係 電話 (45) 2906

北方地区

(土曜日、日曜日は除く)

対象地区	受付日	受付場所	受付時間
町内全域	2月18日(月)から 3月17日(月)まで	北方支所2階会議室	午前9時から午後4時まで

●問い合わせ先 北方支所 総務課 税務係 電話 (36) 6020

個人住民税の住宅借入金等特別税額控除

所得税で控除しきれなかった分を住民税で控除します

税源移譲により、所得税で控除しきれなかった住宅ローン控除につきましては、住民税の所得割より控除いたします。該当されると思われる方には、1月中旬に文書を送付しております。しかし、文書が届いていない方でも所得や扶養等の変動により該当される場合がありますので、お手数ですが直接お尋ねください。

《お問い合わせ先》

総務部税務課課税係

電話 (23) 9220

山内支所総務課税務係

電話 (45) 2906

北方支所総務課税務係

電話 (36) 6020

武雄税務署

電話 (23) 2127